○越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付要領

令和５年７月１０日市長決裁

１　目的

　　市内の障害児通所支援事業所において、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

　　上段の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

２　補助対象者

　　越谷市内に所在する、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の１５に基づき指定を受けた児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を運営する法人

３　補助対象事業

　子どもの安全対策を講じるために実施する、次に掲げる事業を対象とする。

（１）送迎用車両の改修支援事業

　令和４年９月５日から令和６年３月３１日までの間に、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所において使用する送迎用車両に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うもの

（２）ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、児童発達支援事業所において、ＩＣＴを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入するもの

（３）登降園管理システム支援事業

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、児童発達支援事業所において、適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入するもの

４　補助対象経費、補助基準額及び補助率

　　別表のとおり

５　交付額の算定方法

３（１）の事業については、別表の第３欄に定める補助基準額と第２欄に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とし、３（２）、３（３）の事業については、別表の第３欄に定める補助基準額と第２欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）とする

６　補助金の交付方法

　　完了払

７　申請、審査及び交付決定等

（１）申請期間

　　　令和５年７月１０日（月）から令和６年３月８日（金）まで

（２）申請方法

　補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という）は、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

上段の申請にあたっては、規則第５条第２項第１号から第３号に掲げる事項に係る書類は添付を要さない。また、規則第５条第２項第４号の市長が定める事項は、申請書別表１～３、対象経費の積算根拠がわかる書類（見積書等）とする。

（３）交付決定等

①　市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第８条第１項各号で規定する条件のほか、必要な条件を付したうえで交付額を決定し、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

②　市長は前号の審査の結果、不備・不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。

③　市長は、前２号の審査の結果、補助金を交付すべきではないと認めたときは、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（４）申請内容の変更

①　交付決定を受けた申請者は、申請した内容に変更が生じたときは、遅滞なく、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

②　市長は、変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を承認すべきものと認めたときは、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　　③　市長は、変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を承認すべきではないと認めたときは、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付変更不承認通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

８　報告、確定、補助金の交付等

（１）報告

規則第１５条第１項で規定する当該補助事業等が完了したときの報告は、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付実績報告書（様式第７号）、実績報告書別表１～３、対象経費の支出根拠がわかる書類（領収書等）、事業完了がわかる機器及び車両等の写真により、令和６年３月２９日（金）までに行うものとする。

（２）確定

規則第１６条第１項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金交付額確定通知書（様式第８号）により行うものとする。

（３）補助金の交付

市長は、規則第１６条第１項及び前項の規定により額を確定した補助金を当該補助事業等が完了した後に交付するものとする。

申請者は、上段の規定により補助金の交付を受けようとするときは、越谷市障害児通所支援事業所に対する安全安心対策事業補助金請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（４）請求期限

前項の規定による請求は、令和６年４月１２日（金）までに行わなければならない。

９　交付決定の取り消し及び補助金の返還

（１）市長は、規則第１９条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（２）市長は前号により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

10　留意事項

（１）送迎用車両の改修支援事業について

送迎用車両１台につき装置1台を設置することとし、送迎用車両の数を超えた装置の購入等は、本事業の対象外とする。

　対象車両は、子どもの送迎を目的とした車両のうち、座席（車いすに乗ったまま乗車するためのスペースを含む）が２列以下の自動車を除くすべての車両とし、対象装置は、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合が確認された製品として、内閣府が公表するリストに掲載されている製品（本要領の策定後にリストに追加されるものを含む）とする。

対象となる車両及び装置の詳細については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和４年１２月２８日）第三の２、３のとおりとする。

（２）ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業について

　機器の使用対象となる児童の数を超えて機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

対象機器は、ＧＰＳやＢｌｕｅｔｏｏｔｈ Ｌｏｗ Ｅｎｅｒｇｙにより、子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

11　その他

　　本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　補助事業名 | ２　補助対象経費 | ３　補助基準額 | ４　補助率 |
| 送迎用車両の改修支援事業 | 送迎用車両の改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのリース料、導入費用 | 17万5千円までを上限とした実費に対する定額補助 | 定額 |
| ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業 | ＩＣＴを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 | １事業所あたり20万円 | ４／５ |
| 登降園管理システム支援事業 | 登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用 | ①端末購入を行わない場合、１事業所あたり20万円②端末購入を行う場合、１事業所あたり70万円 | ４／５ |